H29.2.1
第２回猪名川・藻川保全利用委員会
審議資料１

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川緑地（池田市）

甲様式１

国近整猪占調河占第１２５号

許　可　書

住所
氏名　池田市

平成２４年２月２９日付け池みず発第１９４号で申請のあった土地の占用（猪名川緑地）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成２４年　３月２２日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第５７条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から６箇月以内であっても、許可の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から６箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式１　土地の占用）

１　河川の名称　　淀川水系　猪名川

２　占用の目的及び態様　　公園（猪名川緑地）
態様は別紙のとおり

３　場　　所　　池田市神田４丁目１０７３番地先から
池田市桃園１丁目１２７７番２地先まで
（左岸 8.8k+50m～10.2k+50m）

４　占用面積　　１３０，３２９．７８㎡

５　占用期間　　平成２４年　４月　１日から平成２９年　３月３１日まで

６　許可の条件

（１）許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所　に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。

（２）この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。

（３）この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

（４）この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。

（５）次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
イ　許可の際の住所氏名を変更したとき。
ロ　この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
ハ　天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

（６）この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第５項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の３箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

（７）この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

（８）この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

（９）河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(10) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。

(11) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。

(12) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。

(13) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

別紙

種　別	施　設　内　容	数　量	備　考
園路	園路	45.0m	
	歩車道境界ブロック	134.0m	
広場	児童遊園地	1箇所	
	遊具施設　太鼓橋	1基	可搬式
	ブランコ	1基	〃
	すべり台	1基	〃
	低鉄棒	1基	〃
	子供遊戯場	1箇所	
	遊戯施設　砂場	3箇所	
	芝生自由広場	1箇所	
	ダッグアウト	1基	可搬式
運動施設	少年野球場	2箇所	
	バックネット	2基	可搬式
	ファールポール	4本	〃
	ダッグアウト	4基	〃
	一般野球場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールポール	6本	〃
	ダッグアウト	6基	〃
	ソフトボール場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールポール	2本	〃
	ダッグアウト	6基	〃
	サッカー場	1箇所	
	サッカーゴール	4基	可搬式
	ダッグアウト	1基	〃
	多目的広場	2箇所	
	250mトラック	1箇所	
	バスケットコート	2箇所	
	バスケットゴール	2基	可搬式
	ゲートボールコート	4箇所	
	レンガ縁石	252.0m	
	歩車道境界ブロック	806.2m	
	ダッグアウト	2基	可搬式
便益施設	便所	7基	可搬式
	水飲み・手洗い（水道栓）	9箇所	
	水道管（φ20㎜）	274.0m	
	水道管（φ30㎜）	980.0m	
	水道管（φ75㎜）	49.0m	
休養施設	ベンチ	90脚	可搬式
その他	階段	9箇所	
管理施設	注意書	23枚	
	道具置	8個	
	U字溝トラフ	1,397.7m	
	集水桝	38箇所	
	排水管	952.0m	
	くずかご	19個	可搬式
	観覧席	5箇所	
	坂路（ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	2箇所	
	記念花壇	2箇所	
	レンガ縁石	116.1m	
	記念碑	1基	
看板	広域避難地看板	2基	
交通安全施設	道路反射鏡	1基	

甲様式１

国近整猪占調河占第７７号

許　可　書

住所
氏名　池田市

平成２７年１１月２５日付け池みず発第１０３号で申請のあった工作物の改築（遊具施設）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条第１項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成２７年１２月２１日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第５７条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から６箇月以内であっても、許可の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から６箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式３－２　工作物の新改築等）

1	河川の名称	淀川水系　猪名川
2	目的	公園(猪名川緑地)
3	場所	池田市神田４丁目１０７３番地先から 池田市桃園１丁目１２７７番２地先まで （左岸　8.8k+50m～10.2k+50m）
4	工作物の名称又は種類	遊具施設（すべり台、スイング、クライム、低鉄棒）
5	工作物の構造又は能力	すべり台　H=1.70m　1基 スイング　H=0.76m　2基 クライム　H=1.50m　2基 低鉄棒　H=1.20m　1基
6	工期	平成２７年１２月２１日から平成２８年　２月２６日まで

7　許可の条件

(1)　この許可に係る区域及び位置を明らかにするため猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。

(2)　この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。

(3)　この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第６項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から１箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。

(4)　この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

(5)　この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

一　この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二　この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三　この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

(6)　次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一　許可の際の住所氏名を変更したとき。

二　天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

三　他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(7)　この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(8)　この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(9)　この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(10) この許可を受けた者は、この許可に係る行為により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
(11) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
(12) この許可を受けて工作物を設置している者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けて工作物を設置している者の負担において、この許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
一　工事の目的を達することができなくなったとき。
二　工作物の用途を廃止したとき。
三　工事の許可が取り消されたとき。
(13) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
(14) 本件許可に係る工作物は平成２４年３月２２日付国近整猪占調河占第１２５号の次回継続申請時に併せて申請のこと。

甲様式１

国近整猪占調河占第１０６号

許　可　書

住所
氏名　池田市

平成２８年２月９日付け池みず発第１３７号で申請のあった工作物の新築（排水工）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条第１項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成２８年　２月１９日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第５７条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から６箇月以内であっても、許可の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から６箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式３－２　工作物の新改築等）

1	河川の名称	淀川水系　猪名川
2	目的	公園(猪名川緑地)
3	場所	池田市桃園２丁目１７２３番地先
4	工作物の名称又は種類	排水工（U型トラフ、集水桝）
5	工作物の構造又は能力	U型トラフ　H=0.42m W=0.33m L=103m 集水桝　H=0.66m W=0.72m ２箇所
6	工期	平成２８年　２月１９日から平成２８年　３月２９日まで

7　許可の条件

(1)　この許可に係る区域及び位置を明らかにするため猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。

(2)　この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。

(3)　この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第６項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から１箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。

(4)　この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときはその指示に従うこと。

(5)　この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕しもって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

一　この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二　この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三　この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

(6)　次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一　許可の際の住所氏名を変更したとき。

二　天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

三　他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(7)　この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(8)　この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(9)　この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(10)　この許可を受けた者は、この許可に係る行為により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

(11)　この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生

ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

(12) この許可を受けて工作物を設置している者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けて工作物を設置している者の負担において、この許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

一　工事の目的を達することができなくなったとき。

二　工作物の用途を廃止したとき。

三　工事の許可が取り消されたとき。

(13) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(14) 本件許可に係る工作物は平成２４年３月２２日付国近整猪占調河占第１２５号の次回継続申請時に併せて申請のこと。

甲様式１

２７国近整猪占調河占第１５１号

許　可　書

住所
氏名　池田市

平成２８年３月２５日付け池みず発第１５１号で申請のあった工作物の改築（北多目的広場）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２６条第１項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成２８年　４月２６日

近畿地方整備局長

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式３－２　工作物の新改築等）

1	河川の名称	淀川水系　猪名川
2	目的	公園(猪名川緑地)
3	場所	池田市神田４丁目１０７３番地先から 池田市桃園１丁目１２７７番２地先まで （左岸　8.8k+50m～10.2k+50m）
4	工作物の名称又は種類	北多目的広場
5	工作物の構造又は能力	別紙の通り
6	工期	平成２８年　４月２６日から平成２８年　６月１５日まで

7　許可の条件

(1)　この許可に係る区域及び位置を明らかにするため猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。

(2)　この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。

(3)　この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第６項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から１箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。

(4)　この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときはその指示に従うこと。

(5)　この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

一　この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二　この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三　この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

(6)　次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一　許可の際の住所氏名を変更したとき。

二　天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

三　他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(7)　この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(8)　この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(9)　この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(10)　この許可を受けた者は、この許可に係る行為により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可

を受けた者の責任において処理すること。
(11) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
(12) この許可を受けて工作物を設置している者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けて工作物を設置している者の負担において、この許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
一　工事の目的を達することができなくなったとき。
二　工作物の用途を廃止したとき。
三　工事の許可が取り消されたとき。
(13) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

別紙

種　別	施　設　内　容	数　量	備　考
園路	園路	45.0m	
	歩車道境界ブロック	134.0m	
広場	児童遊園地	1箇所	
	遊具施設　すべり台	1基	可搬式
	スイング	2基	〃
	クライム	2基	〃
	低鉄棒	1基	〃
	芝生自由広場	1箇所	
	ダッグアウト	1基	可搬式
運動施設	少年野球場	2箇所	
	バックネット	2基	可搬式
	ファールポール	4本	〃
	ダッグアウト	4基	〃
	一般野球場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールポール	6本	〃
	ダッグアウト	6基	〃
	ソフトボール場	3箇所	
	バックネット	3基	可搬式
	ファールポール	2本	〃
	ダッグアウト	6基	〃
	サッカー場	1箇所	
	サッカーゴール	4基	可搬式
	ダッグアウト	1基	〃
	多目的広場	2箇所	
	250mトラック	1箇所	
	バスケットコート	2箇所	
	バスケットゴール	2基	可搬式
	ゲートボールコート	4箇所	
	レンガ縁石	252.0m	
	歩車道境界ブロック	682.0m	
	ダッグアウト	2基	可搬式
	サッカーゴール	6基	〃
便益施設	便所	7基	可搬式
	水飲み・手洗い（水道栓）	9箇所	
	水道管（φ20mm）	274.0m	
	水道管（φ30mm）	980.0m	
	水道管（φ75mm）	49.0m	
休養施設	ベンチ	90脚	可搬式
その他	階段	9箇所	
管理施設	注意書	23枚	
	道具置	8個	
	U字溝トラフ	1,500.7m	
	集水桝	40箇所	
	排水管	952.0m	
	くずかご	19個	可搬式
	観覧席	5箇所	
	坂路（ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	2箇所	
	記念花壇	2箇所	
	レンガ縁石	116.1m	
	記念碑	1基	
看板	広域避難地看板	2基	
交通安全施設	道路反射鏡	1基	

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

１．施設の概要

（占用者作成）

<table>
<tr><td>位置図</td><td colspan="2">
</td><td>現況写真</td><td> </td></tr>
<tr><td>現在の
利用形態</td><td colspan="4">園路４５m、児童遊園地１箇所、子供遊戯場１箇所、芝生自由広場１箇所、少年野球場２箇所、
一般野球場３箇所、ソフトボール場３箇所、サッカー場１箇所、多目的広場２箇所、
便所６基、ベンチ９０脚、階段９箇所、管理施設１式、広域避難地看板２基、道路反射鏡１基</td></tr>
<tr><td>占用面積</td><td colspan="2">１３０，３２９．７８㎡</td><td>付帯施設
等</td><td>移動式便所、サッカーゴール、ダッグアウト、
バックネット、ファールポール、ベンチ、遊具施設</td></tr>
<tr><td>許可の経緯</td><td colspan="2">＜当初許可＞　昭和４１年３月３１日
＜前回更新許可＞平成２４年３月２２日
＜許可期限＞　平成２９年３月３１日</td><td rowspan="2">利用者数
・
団体数</td><td rowspan="2">平成２３年度　　１３５，４５５人
平成２４年度　　１４９，３２０人
平成２５年度　　１０１，５４０人
平成２６年度　　９３，４４０人
平成２７年度　　１３５，７３０人</td></tr>
<tr><td>堤内地・
堤外地</td><td colspan="2">堤外地</td></tr>
<tr><td>周辺の
土地利用の
状況</td><td colspan="4">・堤外地においては、河川側は占用区域との間に河川敷内通路があるが雑草が茂った状態となっており、上流側・下流側ともに草むらと河川敷内通路が続いている。
・右岸側の堤外地には、川西市が管理する都市公園東久代公園が隣接している。
・隣接する堤内地は、上流側は第１種中高層住居専用地域、中央は工業地域・準工業地域、下流側は第１種住居地域・第２種住居地域及び第１種中高層住居専用地域となっている、民家の他ダイハツ工業の池田工場やゴミ焼却場、阪神高速道路等が隣接している。</td></tr>
<tr><td>関連諸計画
における占
用地の位置
付け</td><td colspan="4">北部大阪都市計画緑地第２０４－２号猪名川緑地
公園種別：運動公園　　当初計画決定年：昭和４４年　　計画区域面積：２５．６ha
池田市地域防災計画：広域避難地
池田市総合計画：猪名川緑地は緑と清流に囲まれた運動公園として、河川敷の自然環境に配慮した整備・充実に努める。</td></tr>
<tr><td>その他
特記事項</td><td colspan="4">・市街地における交通量の増加及び住宅の密集化等が急速に進んだ事により、自然環境に恵まれた憩いの場の設置を要望する声が高まった事を受け、昭和４１年３月当該地に市民野球場として整備した。
・昭和４４年以降、市民の健全なレクリエーションの場とすべく、都市計画緑地として継続的に事業を進め、現在、都市計画緑地計画区域２５．６ha の内２３．６ha を開設し、野球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的広場等を設置し、市民の体力向上とスポーツ振興と憩いの場として市民の利用の用に供している。
・近年の冠水実績として、平成２５年９月１５日から１６日にかけて発生した台風１８号及び平成２６年８月８日から 11 日にかけて発生した台風１１号の影響により、２度広範囲に冠水し、災害復旧事業により施設復旧を実施している。</td></tr>
</table>

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

２．施設の現状

（占用者作成）

占用の必要性	（代替性） ・類似する施設として、五月山体育館（北東約１．８㎞）や夫婦池テニスコート（東約１．５㎞）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。 （必要性） ・許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 ・総合計画や池田市地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占用を行っていきたいと考える。		
管理状況	（施設管理） ・指定管理者として池田市公共施設管理公社を指定。（指定期間：平成２６年度から５か年） ・公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 ・運動施設の利用方法は池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 ・利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意・指導を行っている。 （不法占用） 不法占用は発生していない。 （維持管理計画）		
利用状況	（利用者・利用ルール） ・池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通して大会等の利用調整を行っている。 ・スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約・抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月１～１１日予約期間、１２日抽選、１３～１９日利用申請期間、２０日以降随時先着受付） （駐車場） 堤内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数１０５台の駐車場を設置している。 土日祝は駐車場が満車状態である為、近接するダイハツ工業の職員専用駐車場を臨時的に借用している。		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議の意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	（環境への配慮） 指定管理者が週２回（月・金）河川敷内のゴミ回収を行っている。 また、市の呼びかけに応じ、地元自治会・子供会・老人会が年２回ボランティア清掃を実施している。 グラウンド等の除草を行う際は、グラウンド外については除草回数を減らし、自然環境に対し、配慮している。 （環境意識の啓発） 飛来する水鳥について自然観察インストラクターがわかりやすく解説する観察会を実施し、環境意識の啓発を図っている。		
安全への配慮	河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年１回実施している。		

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

３．占用内容の変更

（占用者作成）

変更前の占用内容	占用面積：１３０，３２９．７８㎡	⇨	変更後の占用内容	占用面積：１３０，３２９．７８㎡ ① 既設遊具の改修 ② 排水施設の新設 ③ 北多目的広場のグラウンド整備
変更要望の内容	① 既設遊具の改修：平成２７年１２月２１日　国近整猪占調河占第７７号 ② 排水施設の新設：平成２８年２月１９日　国近整猪占調河占第１０６号 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：平成２８年４月２６日　２７国近整猪占調河占第１５１号			
内容変更の必要性	① 既設遊具の改修：池田市公園遊具長寿命化計画に基づき、既設遊具の改修の為。 ② 排水施設の新設：少年野球場の水捌けが悪く、雨天後に発生する水溜りの解消の為。 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：南多目的広場が近年の豪雨の影響によりたびたび浸水する為、南多目的広場のグラウンド機能を北多目的広場に移設する為。			
変更の規模	① 既設遊具の改修：すべり台 １基・スイング遊具 ２基・クライム ２基・鉄棒 １基 ② 排水施設の新設：U型トラフ Ｌ＝１０３ｍ・集水桝 ２ヶ所 ③ 北多目的広場のグラウンド整備：グラウンド ７６ｍ×４４ｍ			
変更場所の範囲図	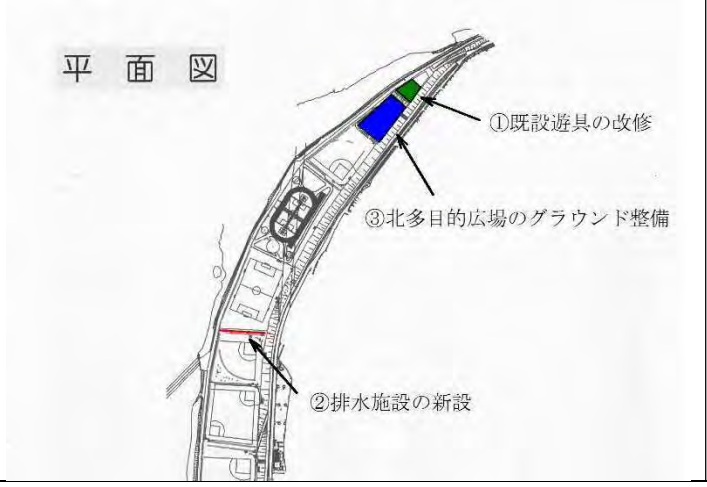		管理体制	変更無し
占用内容変更による河川環境への影響	特に無し			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み	北多目的広場の整備に伴い、南多目的広場はグラウンドとしての整備を行わず、自然広場としての位置づけにしております。 南多目的広場の維持管理については従来通り、他のグラウンド同様、外来種駆除に配慮しながら、草刈りを実施しております。			
その他特記事項				

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

４．施設の自然環境的状況

（河川管理者作成）

占用地及び周辺の自然環境	・当該占用地の前面水域は底質が砂・砂礫・礫質の淡水域であり、河岸にはヨシ、ツルヨシ等の大型抽水植物、オギ、セイタカヨシ等の大型陸生植物、アカメヤナギやカワヤナギ等のヤナギ類が繁茂している。特定外来生物のアレチウリも点在する。 ・占用地の前面水域は堰による湛水域が多いが、堰の直下等に早瀬もみられる。 ・占用地前面には礫質の河原がみられる。 ・久代北台井堰の下流には砂礫質の中州が形成されており、中洲にはツルヨシ群落等がみられる。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、ギギ、アユ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、シロハラコカゲロウ、イマニシマダラカゲロウ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近の水際や水域では、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、ミシシッピアカミミガメやニホンスッポン等の爬虫類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、水域で採餌するカワセミ、ササゴイ、コサギ等が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用する、イソシギ、イカルチドリ、ヒバリ、ハクセキレイ等が確認されている。 ・占用地付近の草地では、トノサマバッタやシルビアシジミ等、ヤナギ林や低木では、コムラサキやドウガネブイブイ等の昆虫類が確認されている。 ・占用地は主にグラウンドになっており、シバ群落、花壇、トベラ等の低木植栽がみられる。 ・占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウがみられる。 ・堤防にはシバ群落等がみられる。	
自然環境上重要な場所	・占用地の河岸沿いや中州に広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、セスジイトトンボ等の生息地になっている。 ・砂礫・礫質の河原はイソシギ、イカルチドリ、ヒバリ、ハクセキレイ等の鳥類の利用地になっている。 ・河岸沿いや中州に見られるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木は、カワセミ、ササゴイ、コサギ等の鳥類や、コムラサキやドウガネブイブイ等の昆虫類の利用地になっている可能性が高い。 ・早瀬は水生昆虫類やアユ、カワヨシノボリ等の魚類の生息地になっている可能性が高い。 ・ワンドはギンブナ、モツゴ等の魚類、水生昆虫類、甲殻類等の生息地になっている可能性が高い。 ・占用地付近の水際の湿地部等は、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類の繁殖地になっている可能性が高い。	
水際の状況	水域までの距離	・水域までの距離:約 15m～50m ・水際にはツルヨシ等の大型抽水植物やアカメヤナギ等のヤナギ類が確認されている。 ・占用地からツルヨシ群落やヤナギ林、水域までの間にはオギ、セイタカヨシ等の大型陸生草本群落、クズ等のつる植物群落、エノキ等の樹木、アレチウリ、シナダレスズメガヤ等の外来植物がみられる。
	水面との高低差	約 4m

環境面から見た望ましい利用方針	・占用地周辺の河岸沿いや中州に広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、セッカ、カヤネズミ、セスジイトトンボ等の注目すべき種の生息地になっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地の間のオギ群落、樹木等も緩衝帯として保全する。 ・河原はイカルチドリやイソシギ等の鳥類の利用地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・河岸沿いや中州にみられるヤナギ林や占用地と水際の間に見られる樹木は、カワセミ、ササゴイ、コサギ等の鳥類の利用地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・早瀬は水生昆虫類やアユ、カワヨシノボリ等の魚類の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・ワンドはギンブナ、モツゴ等の魚類、水生昆虫類、甲殻類等の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・占用地付近の水際の湿地部等は、トノサマガエルやヌマガエル等の両生類、セスジイトトンボやアキアカネ等の昆虫類の繁殖地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・中洲はツルヨシ群落、ヤナギ林、砂礫質の河原、早瀬といった動植物にとって重要な環境を伴っているため、可能な限り保全する。 ・占用地に生育する外来種のメリケントキンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。 ・占用地付近に生育する外来種のアレチウリは、在来の植物の生育を阻害したり、果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

５．占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見　（委員会作成）

６．河川管理者の判断　（河川管理者）

番号	01001	占用目的	公園	許可受者	池田市	場所	左 8.8ｋ+50m～10.2ｋ+50m

【参考】　委員会の審議内容に関わる現況写真　　（委員会事務局作成）

①占用区域全景（下流端付近から上流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

②占用区域全域（9.6 ㎞付近から下流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

③占用区域全景（9.6㎞付近から上流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

④占用区域全域（上流端付近から下流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤利用の様子

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑥看板（占用標示板）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦看板（利用マナー）

平成 28 年 12 月 9 日

⑧ゴミ箱と可搬式トイレ

撮影平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨花壇

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩トベラ等植栽

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪シバ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑫メリケントキンソウ（外来種）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑬堤防の植生

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑭久代北台井関

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑮早瀬

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑯中洲（ツルヨシやヤナギ類が生える）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑰礫河原

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑱ツルヨシ群落

平成 28 年 10 月 16 日撮影

⑲ヨシ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑳ヤナギ林

平成 28 年 12 月 9 日撮影

㉑オギ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

㉒セイタカヨシ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

㉓クズ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

㉔アレチウリ（外来種）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

別紙（猪名川緑地・池田市）

前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成23年度　第２回委員会　平成 23年11月２日）

A）グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。

B）花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。

C）占用地周辺もクズが繁茂しており、その対応を検討いただきたい。

D）運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。

E）環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。

F）広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少なくない。グラウンドとしての利用が少ない箇所（グラウンドの外野など）では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成26年度　第2回委員会　平成27年1月29日）

A）外来種を見つけ次第、除草を行う等の方法により、可能な限り自然環境に配慮しながら、除草作業を実施しております。

B）陸上競技場とサッカー場の間に花壇があり、ほぼ在来種の種を蒔いております。

C）占用区域外のクズについては、占用区域内に越境してきたものを中心に、出来る範囲で除草を実施しております。

D）“池田市緑のセンター”が自然観察の場として、水鳥の観察を実施したり、近隣の小学校が水生生物調査を行う等の校外学習を行っております。

E）市内小学校の環境学習、環境教育の場として位置づけております。

F）市内小学校の環境学習、環境教育の場として利用しております

【中間報告での指摘事項】（平成26年度　第2回委員会　平成27年1月29日）

・運動施設は残しつつも、その周辺の環境整備をお願いしたい。

・環境学習については公園管理担当課だけでなく、市全体としての取り組みをお願いしたい。

前回審議の意見の対応

別紙「取り組み状況報告書」のとおり。

平　面　図

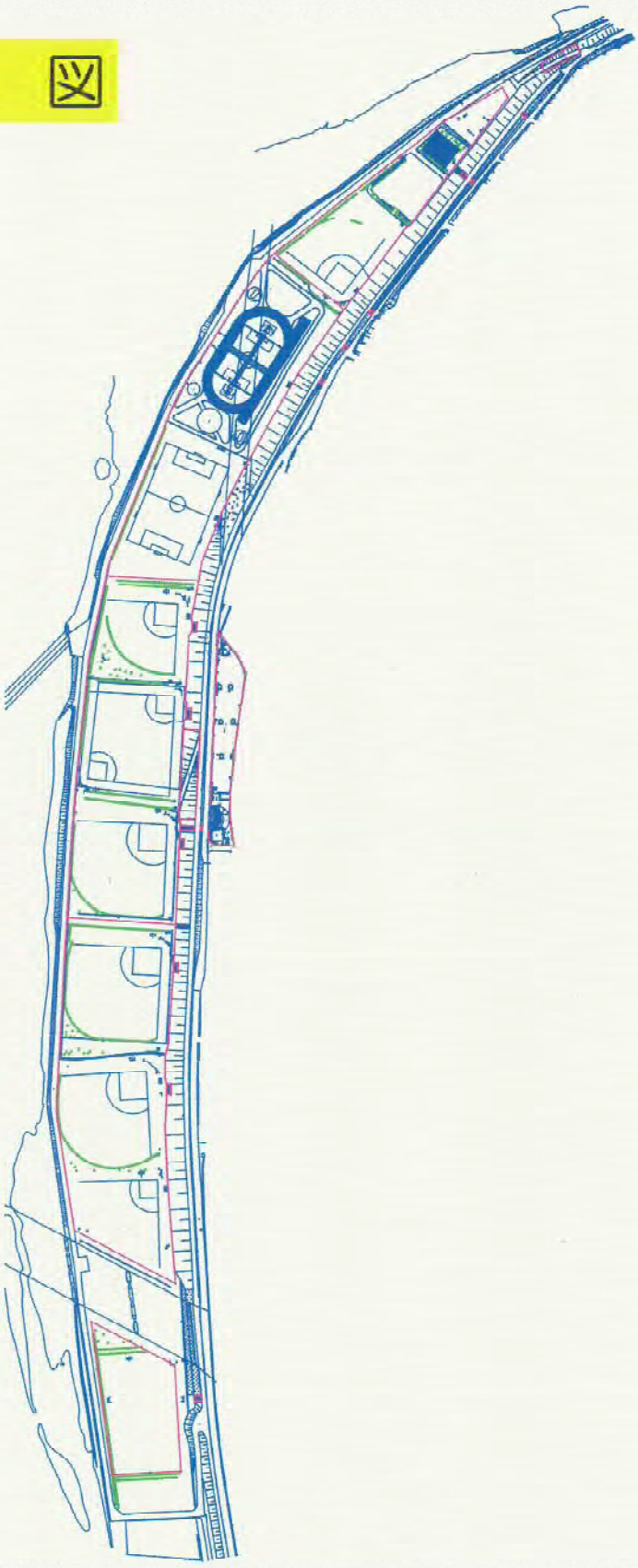

取り組み状況報告書　猪名川緑地（池田市）

【更新時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A）グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮されたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	外来種を見つけ次第、除草作業を実施しております。 また、今年度、猪名川グラウンドでメリケントキンソウ等の外来種の現況調査を実施し、防除についての可能性も含め、検討を進めております。	【中間報告時の回答】 ・外来種を見つけ次第、除草を行う等の方法により、可能な限り自然環境に配慮しながら、除草作業を実施しております。
B）花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	陸上競技場とサッカー場の間に花壇があり、在来種である菜の花の種を植えております。	【中間報告時の回答】 ・陸上競技場とサッカー場の間に花壇があり、ほぼ在来種の種を蒔いております。
C）占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	占用区域外のクズについては、出来る範囲で除草を実施しております。	【中間報告時の回答】 ・占用区域外のクズについては、占用区域内に越境してきたものを中心に、出来る範囲で除草を実施しております。
D）運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	「池田市環境部農地緑政課」と「池田市緑のセンター」の協働で1月に猪名川の自然観察会を実施いたしました。今年度より池田市ホームページにも掲載し、広く参加者を募集しました。当日は環境インストラクターが猪名川に飛来する冬鳥の特徴を丁寧に説明し、参加者も熱心に冬鳥を観察しておりました。 ※平成２８年度：Ｈ２９．１．１５（日） 平成２７年度：Ｈ２８．１．１７（日） 平成２６年度：Ｈ２７．１．１８（日）	【中間報告時の回答】 ・“池田市緑のセンター”が自然観察の場として、水鳥の観察を実施したり、近隣の小学校が水生生物調査を行う等の校外学習を行っております。

E）環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	猪名川の環境保全の意識向上を図る看板（水生動物の紹介看板・外来種植物の紹介看板など）の設置を予定しております。	【中間報告時の回答】 ・市内小学校の環境学習、環境教育の場として位置づけております。
F）広範囲にグラウンド利用されており、自然環境への影響は少なくない。グラウンドとしての利用が少ない箇所（グラウンドの外野など）では、自然に配慮した利用についても検討いただきたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	グラウンド利用者を管理する立場を活用し、外来種植物の写真入りの説明や環境保全に及ぼす影響などをＡ４サイズ１枚にまとめたものを、スポーツ団体を通じ、配布することを予定しております。	【中間報告時の回答】 ・市内小学校の環境学習、環境教育の場として利用しております。

【中間報告時】

・運動施設は残しつつも、その周辺の環境整備をお願いしたい。 【H27.1.19 H26年度第2回委員会　意見】	今年度にグラウンド機能のなくなった南多目的広場などで、自然と触れ合える場所の設置を検討しております。	
・環境学習については公園管理担当課だけではなく、市全体としての取り組みを、お願いしたい。 【H27.1.19 H26年度第2回委員会　意見】	市全体の環境政策の取り組みとして、小学校へ出向き池田市の自然環境の出前授業を実施しております。 また、池田市新環境基本計画の中で池田市版生物多様性地域戦略を平成３２年度までに策定予定です。	

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 （位置付け）		細目 （整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A−1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	清掃を定期的に実施するともに外来種の除草作業の時は周辺に配慮している。	△	除草作業時には外来種対策にもさらに取り組まれたい。	
		横断方向の連続性 A−2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	グラウンドの外野部分により確保されている。	△	グラウンド裸地以外の草地部分で確保されている。	
		工作物への配慮 A−3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない ー：該当する工作物がない	○	北多目的広場の整備を機に、ブロック舗装は撤去した。	○	舗装部分撤去済み。	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B−1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	△	猪名川の河川環境保全看板の設置を検討中です。	△	具体的な設置案を提出されたい。	
		河川愛護活動 B−2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	自然観察会の実施を予定している。	○	カルテ記載事項を確認した。（環境保全に向けて申請者の取り組み）	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目（位置付け）		細目（整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	△	猪名川と管理用通路を挟んで隣接している。	△	運動施設であっても、河川内にある特性を生かした運動施設として、工夫をいただきたい。	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数（時刻、曜日、季節など）を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	○	指定管理者からの月毎の利用状況報告により把握している。	○	毎月利用者数の報告がある。	
		利用上のルール C-3	利用上のルール（ゴミ処理方法など）を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	利用の手引きを作成している。	○	カルテ記載事項を確認した。（管理状況）	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先 をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	利用の手引きを配布し、啓発看板を設置している。	○	カルテ記載事項を確認した。（管理状況）	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	予約抽選システムを活用している。	○	カルテ記載事項を確認した。（利用状況）	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	○	臨時駐車場を確保し、 利用者団体には車両管理を指導している。	—		
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	—		—		

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目（位置付け）		細目（整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある　等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	条例規則に明記している。	○	カルテ記載事項を確認した。（管理状況）	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	指定管理者より事業計画書が提出され、審査している。	○	カルテ記載事項を確認した。（管理状況）	
	不法占用	不法占用対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	指定管理者により巡回パトロールを実施している。	○	現地の状況から適正に管理されている。	

H29.2.1
第２回猪名川・藻川保全利用委員会
審議資料１

個別占用案件のカルテ（許可更新）

第１号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

甲様式１

国近整猪占調河占第１４０号

許　可　書

住所
氏名　伊丹市

平成２４年３月８日付け伊市環み第１４１８号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（第１号猪名川河川敷緑地）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条及び第２６条第１項の規定に基づき別記の通り許可する。

平成２４年　３月２２日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第５７条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から６箇月以内であっても、許可の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から６箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式３－１　土地の占用及び工作物の新改築等）

1	河川の名称	淀川水系　猪名川
2	目的	緑地
3	場所	伊丹市下河原字西ノ倉４０３，４０９，４１０番地先 （左岸8.0km付近）
4	工作物の名称又は種類	第１号猪名川河川敷緑地
5	工作物の構造又は能力	自転車道　幅員3.0m　延長501.0m 路盤　厚さ10cm　粗粘土　厚さ5cm 進入路　幅員4.0m　延長55.0m 路盤　厚さ10cm　粗粘土　厚さ20cm 修景施設 植栽　アベリア36本 芝生（野芝）8,520㎡ 管理施設 掲示板　案内板　1基 標識　危険防止立て札　3基 便益施設 ベンチ　9基（今回施工）
6	工期	平成２４年　３月２２日から平成２４年　４月２１日まで
7	占用面積	１０，２４３．６４㎡
8	占用期間	平成２４年　３月２２日から平成２９年　２月２８日まで

9　許可の条件

（１）許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。

（２）この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。

（３）この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。

（４）この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、６項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から１箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。

（５）この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

（６）この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。

（７）次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

イ　許可の際の住所氏名を変更したとき。

ロ　この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。

ハ　天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

（８）この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

（９）この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第８項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の３箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

（10）この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

（11）この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

（12）この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

（13）この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる障害に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

（14）河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

（15）淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

（16）本許可をもって、平成２１年６月１９日付け国近整猪占調河占第４６号の許可は効力を失う。

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

１．施設の概要

（占用者作成）

位置図	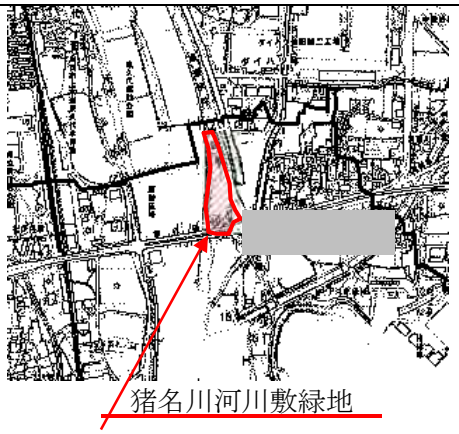	現況写真	
現在の利用形態	園路：自転車道　幅員 3.0m　延長 501.0m 進入路　幅員 4.0m　延長 55.0m 広場：芝生広場　8,520 ㎡		
占用面積	10,243.64 ㎡	付帯施設等	特になし
許可の経緯	＜当初許可＞昭和 52 年 8 月 26 日 ＜前回更新許可＞平成 24 年 3 月 22 日 ＜許可期限＞平成 29 年 2 月 28 日	利用者数・団体数	自由利用のため、利用者数は把握しておりません。また、団体利用申請もございません。
堤内地・堤外地	堤内地　・　(堤外地)		
周辺の土地利用の状況	・　占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 ・　上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 ・　占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・　総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めるとしている。 ・　みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 ・　また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。		
その他特記事項			

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

２．施設の現状

（占用者作成）

占用の必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。 (必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人のめいわくとなる行為は禁止している。 (不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。 (維持管理計画) 公園管理者によって、年２回(６月及び１１月頃)の除草作業を実施する。		
利用状況	(利用者･利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。 (駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年２回(６月及び１１月頃)の除草作業を実施している。 (環境意識の啓発) 毎年７月に河川一斉清掃の一環として、ゴミ集めを行政・地域住民等が共同で実施し、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。チガヤ植栽など河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

３．占用内容の変更

（占用者作成）

変更前の占用内容	アベリア　36本　　危険防止立札　3基 ベンチ　9基	⇨	変更後の占用内容	アベリア　30本　危険防止立札　1基 ベンチ　8基
変更要望の内容	上記のとおり。			
内容変更の必要性	植栽の枯損、および立札・ベンチの老朽化撤去ため、変更の必要がある。			
変更の規模	― m^2			
変更場所の範囲図	別紙のとおり。		管理体制	占用内容変更に伴う、管理体制の変更は無し。（従来通り）
占用内容変更による河川環境への影響	占用内容変更による河川への影響は無いものと考える。			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み	従来通り公園管理者によって、年２回（６月及び１１月頃）の除草作業を実施する。			
その他特記事項				

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

4．施設の自然環境的状況

（河川管理者作成）

占用地及び周辺の自然環境		・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシやオギ、ヤナギ類等が生育している ・占用地前面には礫質の河原や早瀬がみられる。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、セッカ等が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用するイソシギ、イカルチドリ、ヒバリ等が確認されている。 ・占用地にはシバ群落等がみられる。 ・占用地のシバ群落には外来種のメリケントキンソウがまばらにみられる。 ・堤防にはシバやチガヤ、外来植物のセイバンモロコシ等がみられる。
自然環境上重要な場所		・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。 ・礫質の河原はイソシギ、イカルチドリ等の鳥類の利用地になっている可能性がある。 ・早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地になっている可能性が高い。
水際の状況	水域までの距離	・水域までの距離：約 15m～90m ・水際にはツルヨシ、ヤナギ類等が確認される。 ・水際にはコンクリートブロックの根固めが設置されている。コンクリートの低水護岸と根固めの間にツルヨシやヤナギ類が生育しており、ツルヨシ群落の幅は約 5m 程度とやや狭い。
	水面との高低差	約 3m
環境面から見た望ましい利用方針		・占用地周辺の河岸沿いに分布するツルヨシ群落やオギ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の注目すべき種の生息地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。 ・礫質の河原はイソシギやイカルチドリ等の鳥類の利用地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。 ・早瀬は水生昆虫類や魚類の生息地になっている可能性が高いため、可能な限り保全する。 ・占用地に生育する外来種のメリケントキンソウは果実のとげが利用者やペットの皮膚に刺さる等の害がある可能性があるため、可能な限り駆除する。 ・外来植物のセイバンモロコシは、在来の植物の生育を阻害するため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

５．占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

（委員会作成）

６．河川管理者の判断

（河川管理者）

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K

【参考】　委員会の審議内容に関わる現況写真　　（委員会事務局作成）

①占用区域全景（下流端付近から上流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

②占用区域全域（上流端付近から下流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

③看板（利用マナー）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

④看板（ゴルフ禁止）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤シバ群落

平成 28 年 12 月 9 日

⑥メリケントキンソウ（外来種）

撮影平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦堤防の植生（チガヤ）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑧早瀬

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨礫河原

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩占用地と水際の間の植生

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪根固め

⑫ツルヨシ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑬オギ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑭ヤナギ類

平成 28 年 12 月 9 日撮影

平成 28 年 12 月 9 日撮影

平面図

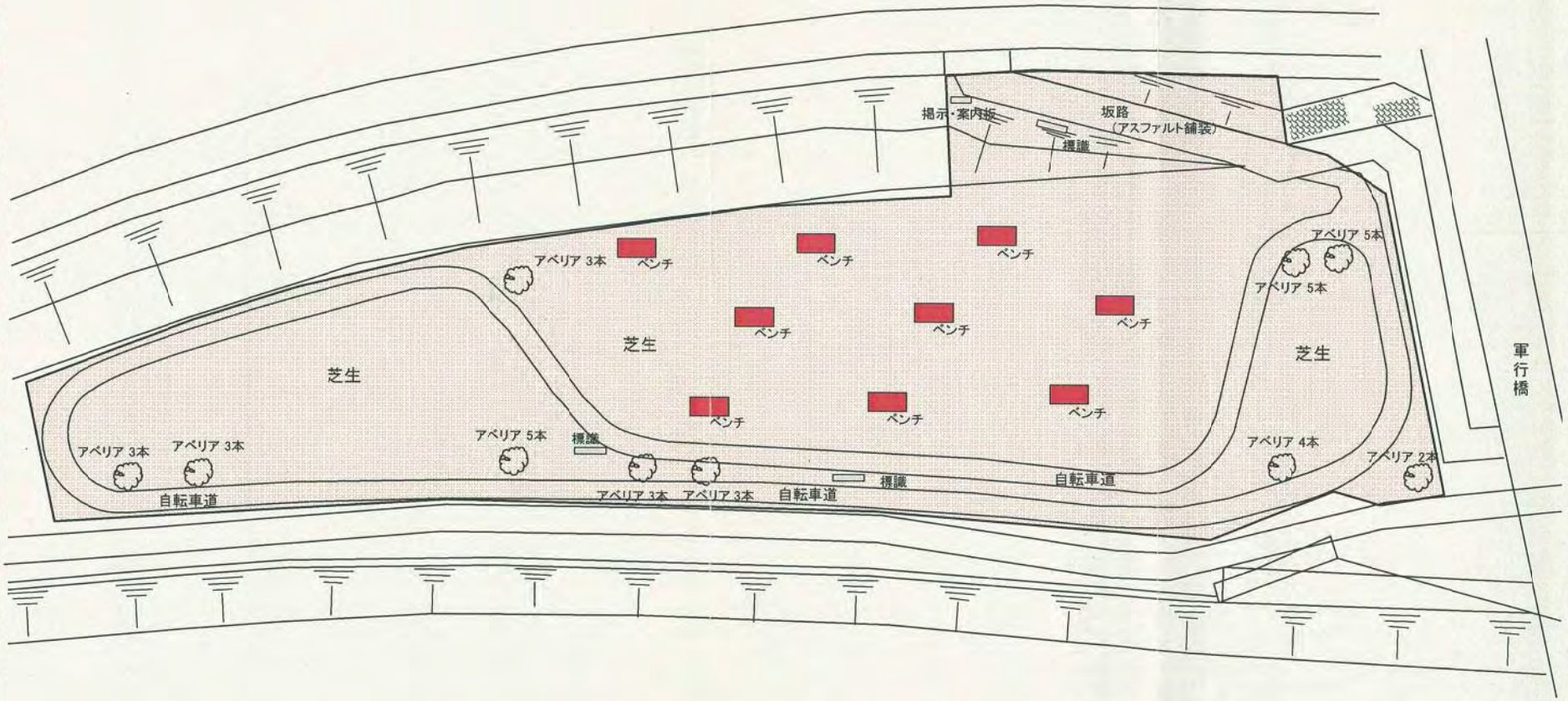

施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	㎡	
進入路	220	㎡	
アベリア	36	本	
芝生	8520	㎡	
掲示・案内板	1	基	
標識（危険防止立て札）	3	基	
ベンチ	9	基	新規

取り組み状況報告書　第１号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

【更新時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A）高水敷の利用として望ましく、非常に高く評価できる。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	今後も自然な草地として維持管理に努めてまいりたい。	【中間報告時の回答】 ・引き続き、高水敷における自然な草地とした管理に努めていきたい。
B）ベンチの配置計画の検討には市民が参画することが望ましい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	ベンチの配置計画だけでなく、河川敷緑地の利用や維持管理について、地元自治会をはじめ、市民の参画を得られるように努めてまいりたい。	【中間報告時の回答】 ・平成２３年度のベンチ設置については、少年野球チームの不法占拠の阻止が目的であったため、市で配置を決定した。今後新たにベンチを設置する場合には市民参画についても検討したい。
C）ベンチ設置の代替案として、花壇を設けてカワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物での植栽も考えられる。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	当面はベンチを設置した上で、今後花壇についても市民参画の中で検討してまいりたい。	【中間報告時の回答】 ・植栽については現段階では設置予定はないが、設置する場合にはベンチと同様に市民参画協働の取り組みが不可欠だと考えている。
D）踏み分け道程度の探索路の整備などによる自然観察の場としての活用についても検討されたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	現在、自然植生であるチガヤ草原の回復に努めており、草原の回復状況を見ながら、検討を進めてまいりたい。	【中間報告時の回答】 ・自然観察の場としての活用については、市の管理が及ぶ範囲で検討をしていきたい。

E）高水敷にある川とふれ合うための施設として利用されたい。護岸の整備等河川管理者でないとできないことは、河川管理者に要望していくべきである。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	川とふれ合う施設としての利用についても、市民参画の中で検討を進めてまいりたいと考えており、必要に応じて河川管理者への要望も行いたい。	【中間報告時の回答】 ・現状でも川とふれ合える場所だと思うが、利用者の安全性を考慮した護岸整備等は河川管理者の判断によるものと考えている。

【中間報告時】

・安全に川を楽しむ場として、引き続き適切な管理をお願いしたい。 【H27.1.19 H26年度第2回委員会　意見】	今後も引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたい。	
・環境学習に好適な場所であるので、環境学習を行う場としての一層の利用が望ましい。 【H27.1.19 H26年度第2回委員会　意見】	環境学習を行う場として、より一層の利用拡大を検討してまいりたい。	

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目（位置付け）		細目（整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	外来種（主に植生）対策に取り組まれたい	
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	○	大部分が草地となっており、連続性が確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない ー：該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルト使用している。	△	舗装自体の是非や構造変更について再検討されたい	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	△	環境保全に関する看板を設置する予定である	△	具体的な看板設置案を提出されたい	
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	河川高水敷の草地広場として、自然環境保全に取り組んでいる	○	カルテ記載事項を確認した（環境保全へ向けて申請者の取り組み）	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目（位置付け）		細目（整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
川の利用と責任　C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	○	河川の高水敷の草地である。	△	川（自然）とふれあう施設であり、十分な活用を図られたい	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数（時刻、曜日、季節など）を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	×	自由利用であり、把握はしていない。	×	実測日を設けて把握に努められたい	
		利用上のルール C-3	利用上のルール（ゴミ処理方法など）を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	注意看板を設置している	○	現地にて看板設置は確認した	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先 をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	○	現地にて看板設置は確認した	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	カルテ記載事項を確認した（利用状況）	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	－	駐車場はない	－		
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	－	駐車場の計画がない	－		

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 （位置付け）		細目 （整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある　等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	△	適宜巡回している	○	カルテ記載事項を確認した（管理状況）	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	施設は適正に管理されている	○	カルテ記載事項を確認した（管理状況）	
	不法占用	不法占用対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	現在、不法占用物件はない	○	現地の状況から適正管理されている	

H29.2.1
第２回猪名川・藻川保全利用委員会
審議資料１

個別占用案件のカルテ（許可更新）

伊丹市立猪名川テニスコート
（伊丹市）

甲様式１

国近整猪占調河占第１３６号

許　可　書

住所
氏名　伊丹市

平成２４年３月５日付けで申請のあった土地の占用（猪名川テニスコート）については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２４条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成２４年　３月２２日

近畿地方整備局長

（行政不服審査法第５７条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から６箇月以内であっても、許可の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から６箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式１　土地の占用）

１　河川の名称　　淀川水系　猪名川

２　占用の目的及び態様　　公園（猪名川テニスコート）

運動施設		
テニスコート	２面	
ネットポスト（H=1.07m, W=12.0m）	２組	（可搬式）
防球ネット・ポスト（H=2.0m, W=12.0m）	１０組	（可搬式）
コンクリートブロック縁台（L=142.7m）		
ベンチ（H=0.67m, L=0.52m, W=1.50m）	２脚	（可搬式）
道具箱（H=1.00m, L=0.90m, W=1.80m）	１台	（可搬式）
景観施設		
植栽（シャリンバイ）	６９本	
張芝		
その他管理施設		
階段（コンクリート　L=8.22m, W=3.0m）	１箇所	

３　場　　所　　伊丹市北伊丹５丁目地先
（右岸7.8k-55m～7.8k+36m）

４　占用面積　　２，３１４．８４㎡

５　占用期間　　平成２４年　４月　１日から平成２９年　３月３１日まで

６　許可の条件

（１）許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所　に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。

（２）この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。

（３）この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

（４）この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。

（５）次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

（６）この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第５項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の３箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

（７）この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

（８）この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

（９）河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(10) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。

(11)淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

1．施設の概要

（占用者作成）

位置図	 Yahoo Japan	現況写真	 下流側からの全景 上流側からの全景
現在の利用形態	テニスコート 2面		
占用面積	2，314．84㎡	付帯施設等	ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ2脚、道具箱1台 以上可搬式。
許可の経緯	＜当初許可＞ 昭和56年3月5日 ＜前回更新許可＞ 平成24年4月 1 日 ＜許可期限＞ 平成29年3月31日	利用者数・団体数	平成23年 3，495人 平成24年 3，713人 平成25年 3，439人 平成26年 1，287人 平成27年 3，916人
堤内地・堤外地	堤内地 ・（堤外地）		
周辺の土地利用の状況	・提外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 ・上流側（北部）は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占用している。 ・下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 ・隣接する提内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地を整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。		
その他特記事項	・昭和56年1月31日に占用許可をいただいてい以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 ・近年台風等の影響で、平成25年度、平成26年度の2年連続で、洪水があり全てのグラウンドが使用できなくなった。平成25年度の工事が終わったのが平成26年6月と7月で、やっと利用できた矢先にまた台風の影響で冠水し、わずか1ヶ月から2ヶ月で使用不可能になった。しかし、伊丹市では河川敷グラウンドは必要な運動施設であります。		

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

２．施設の現状

（占用者作成）

占用の必要性	（代替性） 既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。 （必要性） 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。（市体育施設の屋外施設面積計 85,959 ㎡。当運動公園を含む河川敷占用面積は、57,477 ㎡と全体の約 66.9%となっている。） 市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。		
管理状況	（施設管理） ・昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者で組織している猪名川テニスコート利用調整会議により利用者調整、施設整備等を行っている。 ・利用団体により、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 ・例年6月に利用団体による剪定、除草作業を実施している。 （不法占用） ・占用地の利用は、毎月スケジュール調整を行っている。毎週利用しているため、不法占用があれば、直ちに対応する。 （維持管理計画）		
利用状況	（利用者・利用ルール） ・使用する者は、利用調整会議に参加し利用することとしている。 ・土日祝は、ほぼ終日利用している。 ・平日利用割合は、2割程度である。しかし、近隣中学校の部活動（テニス）として利用することもある。 （駐車場） ・6台（隣接する第1・第2運動広場と共用。）		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	（環境への配慮） ・グランド利用者が使用終了時に、ブラッシング等の整備を実施している。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・毎年、利用団体による除草作業を実施している。 （環境意識の啓発） ・付近に生息している昆虫の啓発看板を設置する。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を推奨している。 ・毎年、利用団体による剪定、除草作業を指示している。		

安全への配慮	・河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可動式にしており、年 1 回、撤去訓練を実施している。 ・軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

３．占用内容の変更

（占用者作成）

変更前の占用内容	公園 2314.84m^2	⇨	変更後の占用内容	啓発看板の新設 2315.00 ㎡
変更要望の内容	生息している昆虫等の看板			
内容変更の必要性	・市民利用者に対し、猪名川で生息している昆虫や日本固有の草花等を学ぶ看板を提供し、環境保全に対する取り組みを推進するため。			
変更の規模	0.16m^2			
変更場所の範囲図			管理体制	周辺にある猪名川第 1・2 運動広場の指定管理者である MR 緑ヶ丘グループと、協力し共同の管理体制を築く。
占用内容変更による河川環境への影響	市民意識の向上を図ることにより、環境改善を進めるもの。			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み	管理している当課だけでなく、みどり自然課や、環境学習のノウハウがある昆虫館やその運営主体である伊丹市文化振興財団、さらには、国（例：環境省・文部科学省・スポーツ庁など）とも連携し、市内外から環境学習ができる施設として運営していく中で、猪名川の環境保全に取り組んでいきたい。			
その他特記事項				

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

4．施設の自然環境的状況

（河川管理者作成）

占用地及び周辺の自然環境		・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、草地で繁殖するセッカ等が確認されている。 ・占用地にはテニスコートが 2 面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、チガヤ群落、シバ群落、クズ群落、セイタカヨシ群落等がみられる。堤防は、外来植物のセイタカアワダチソウ群落やセイバンモロコシ群落がみられる。
自然環境上重要な場所		・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。
水際の状況	水域までの距離	・水域までの距離:約 40m～50m ・水際にはツルヨシ群落が確認される。 ・占用地とツルヨシ群落との間にはオギ群落、カナムグラ群落、クズ群落、落葉広葉樹林のアキニレ群落等がみられる。
	水面との高低差	約 3m
環境面から見た望ましい利用方針		・占用地周辺の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の注目すべき種の生息地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。また、ツルヨシ群落と占用地の間の草地も緩衝帯として保全する。 ・外来植物のセイバンモロコシ等は、在来の植物の生育を阻害するため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

５．占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見　（委員会作成）

６．河川管理者の判断　（河川管理者）

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m

【参考】　委員会の審議内容に関わる現況写真　　（委員会事務局作成）

①占用区域全景（下流端付近から上流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

②占用区域全域（上流端付近から下流を望む）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

③看板（占用表示板）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

④看板（利用上の注意）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤スロープ

平成 28 年 12 月 9 日

⑥自転車の駐輪場所

撮影平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦階段

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑧用具箱

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨駐車場申請場所（上流側より）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩駐車場申請場所（下流側より）

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪シャリンバイ等植栽

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑫チガヤ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑬シバ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑭堤防のセイタカアワダチソウ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑮堤防のセイバンモロコシ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑯水際の植生

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑰ツルヨシ群落

平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑱占用地と水際の間の植生

平成 28 年 12 月 9 日撮影

猪名川テニスコート平面図　　1／500

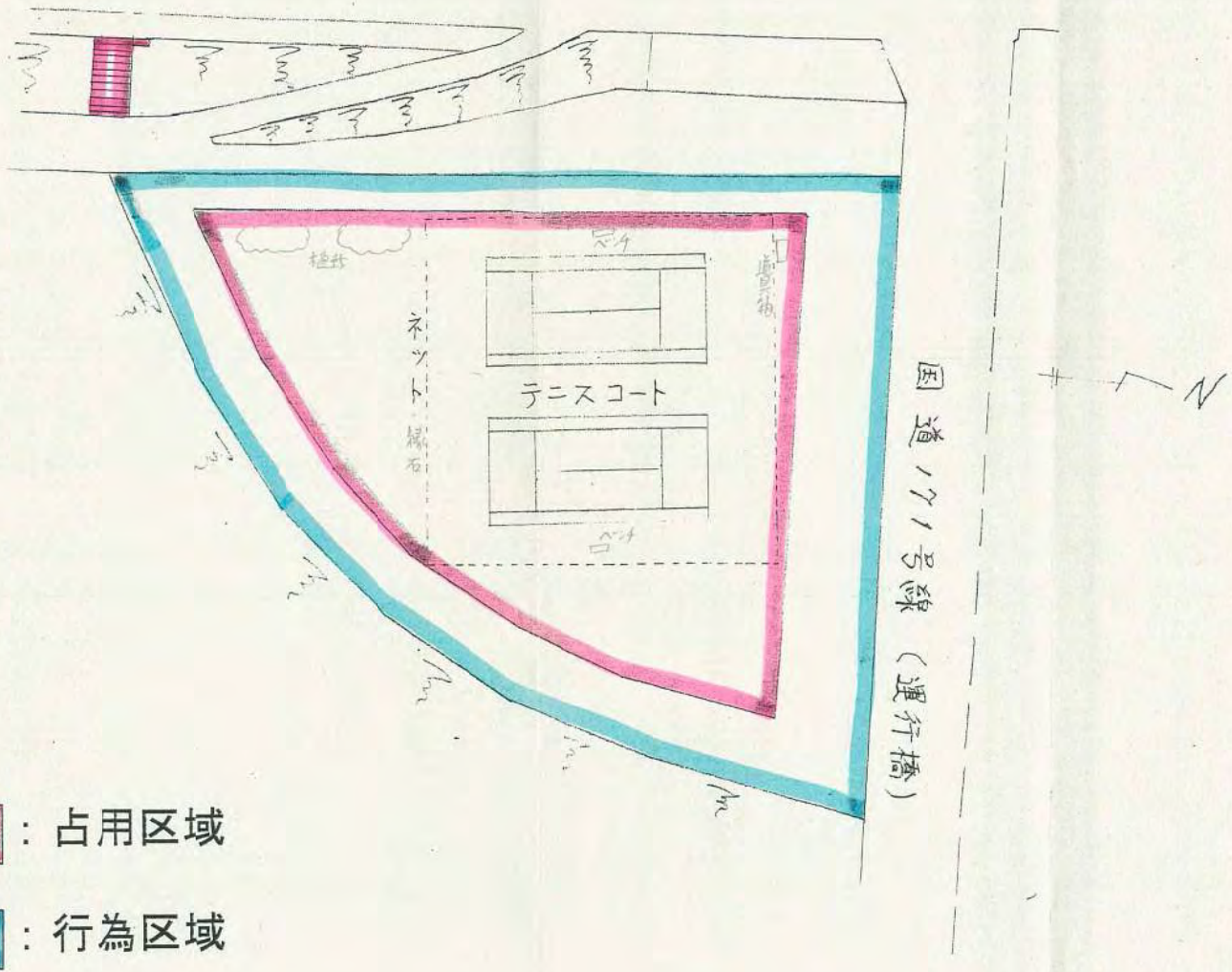

：占用区域

：行為区域

取り組み状況報告書　伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

【更新時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A）駐車場を設置した場合、軍行橋下など占用範囲をこえた無秩序な駐車等が懸念される。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	現在、環境学習の場を設けることにより、駐車スペースも合わせて設置し、無秩序な駐車がないように管理体制を整える。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。
B）河川の環境を学ぶ場としての利用という説明が弱く、現状のスポーツ利用の利便性を高めるだけの行為は望ましくない。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	テニスコート付近で専用面積の広さを整備して、多くの市民を対象とした学習会が実施できるよう他部局と協同し、伊丹市として取り組みたい。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。
C）他の河川をみても無秩序な駐車がみられ、この計画は境界の明示が不十分ではないか。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	占用敷地の整備の徹底を行う。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。
D）スポーツ利用以外の利用者の利便性等を高める管理計画とはなっていない。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	利用者が多い土日については、ガードマン等の配置も検討し、利便性や安全性を高める。 伊丹市民の河川環境学習の場として広くＰＲし、多くの市民に学べる機会を設けたい。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。

E）現時点での管理計画では、適正な管理ができない虞があり、駐車場の設置を認めることは難しい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	教育委員会と市長部局が連携し、全市として取り組む。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。
F）適正な管理にあたっては、河川管理者は占用者と充分連携されたい。 【H23.11.2 H23年度第2回委員会　意見】	これまでの通り、河川管理者とのさらなる連携の充実。	【中間報告時の回答】 ・駐車場計画については、検討中。

【中間報告時】

・市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討頂きたい。 【H27.1.19 H26年度第2回委員会　意見】	現在伊丹市が占用している運動施設の利用者に対して、市と昆虫館がタイアップして環境学習会の開催や、河川清掃の実施に取り組んでいる。次回の清掃は平成２９年２月４日に予定をしています。 そして、現在猪名川で生息している昆虫の看板を昆虫館の協力のもと作製中で、近いうちに設置する予定となっています。（次の制作は草花を予定） また、市民や、利用団体が今後も猪名川の環境学習ができる場を検討し、猪名川の生態系が守れるように取り組みたい。	

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目（位置付け）		細目（整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
生物多様性の保全・再	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	占用地周辺は自然の状態である	△	外来種（主に植生）対策にもさらに取り組まれたい	
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	占用地の一部は自然の形で残している	△	テニスコート裸地以外の草地部分で確保されている	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない ー：該当する工作物がない	ー	市として舗装等実施していない	ー	該当工作物（舗装）なし	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	設置依頼中	○	設置許可済み	
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	昆虫館とタイアップして、クリーン作戦等清掃・学習会に取り組んでいる	○	カルテ記載事項を確認した（環境保全に向けて申請者の取り組み）	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 （位置付け）		細目 （整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
川の利用と責任　C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水･自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	環境学習を計画している。	△	川（自然）とふれあう施設であり、十分な活用を図られたい	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数（時刻、曜日、季節など）を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年施設利用報告を行っている。	○	利用者数報告あり	
		利用上のルール C-3	利用上のルール（ゴミ処理方法など）を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	くずかごの設置をやめ各自で持ち帰るよう指導している。	○	カルテ記載事項を確認した（利用状況）	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先 をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。	○	現地にて看板設置は確認した	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他･独占的な利用はないか	○:排他･独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他･独占的な利用がある	○	運営委員会で、利用調整を行っているので、利用するには運営委員会に加盟し、調整をで、利用日を決めている。	○	カルテ記載事項を確認した（利用状況）	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 —:駐車場はない	—	河川敷内には駐車場は無い。	—		
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 —:設置の要望や計画がない	△	以前から要望は常に伺っていて、スポーツ施設の利用者の駐車場だけではなく、市民や、学校での環境学習の場の駐車場として検討を行っている。	△	ある程度の計画検討はあるものの、適正利用対策などの対策が不十分	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 （位置付け）		細目 （整理番号）	内容	判定基準	申請者	（説明欄）	河川管理者	（説明欄）	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある　等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	施設の管理は運営委員会で行っているが、増水等の撤去の時は指定管理者が行っている。	○	カルテ記載事項を確認した（管理状況）	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	施設の利用等は運営委員会で行い、除草等の管理は指定管理者が行っている。	○	カルテ記載事項を確認した（管理状況）	
	不法占用	不法占用対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある	○	運営員会で、各団体の使用日を毎月1回決めていて、運営委員会が管理している。	○	現地の状況から適正管理されている	

将来の計画予定（別紙資料）

<table>
<tr><td>変更前の占用内容</td><td>公園</td><td>⇨</td><td>変更後の占用内容</td><td colspan="2">公園および駐車場</td></tr>
<tr><td>変更要望の内容</td><td colspan="5">占用目的を公園としている占有地のうちテニスコートとしている部分以外を当テニスコート及び環境学習の場とその駐車スペースとして利用したい。</td></tr>
<tr><td>内容変更の必要性</td><td colspan="5">・猪名川河川敷占有地に環境学習の場を設けることにより、広く市民利用者に対し、生息している理由や日本固有の草花等を学ぶ場として提供し、環境保全に対する取り組みを推進するため。</td></tr>
<tr><td>変更の規模</td><td colspan="5">約 6,000m²</td></tr>
<tr><td>変更場所の範囲図</td><td colspan="3"> 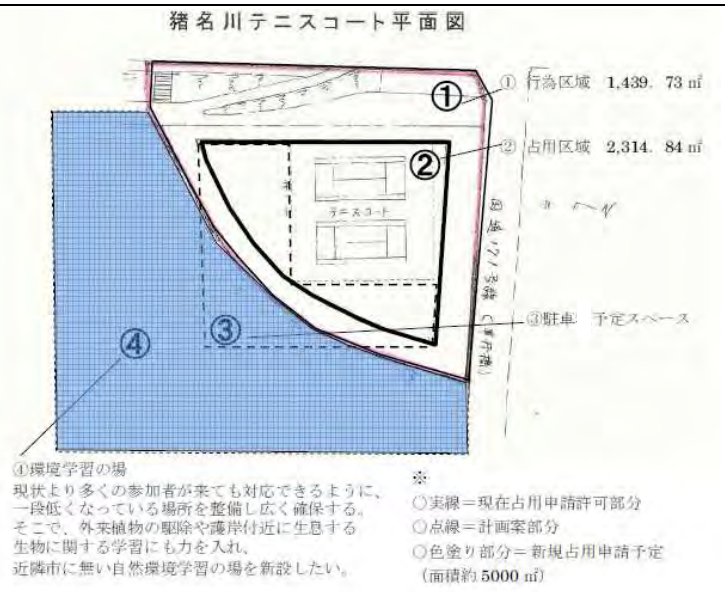
</td><td>管理体制</td><td>周辺にある猪名川第 1･2 運動広場の指定管理者である MR 緑ヶ丘グループと、協力し共同の管理体制を築く。</td></tr>
<tr><td>占用内容変更による河川環境への影響</td><td colspan="5">新規に申請を出す部分を整備する際には、外来種の除去、在来種の保護等を行い、環境に悪影響が出ないよう、市として配慮を行う。</td></tr>
<tr><td>占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み</td><td colspan="5">管理している当課だけでなく、みどり自然課や、環境学習のノウハウがある昆虫館やその運営主体である伊丹市文化振興財団、さらには、国（例：環境省・文部科学省・スポーツ庁など）とも連携し、市内外から環境学習ができる施設として運営していく中で、猪名川の環境保全に取り組んでいきたい。</td></tr>
<tr><td>その他特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>